



愛媛県報

令和8年2月6日金曜日 第683号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 救急病院の協力申出 (医療対策課) 38
- 知事指定薬物の指定の失効 (薬務衛生課) 38
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等 (経営支援課) 39
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (〃) 39
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 40
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 40
- 都市計画事業の施行 (都市整備課) 40
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要 (東予地方局環境保全課) 40
- 医師の指定 (福祉総合支援センター) 44
- 指定医師の所在地の変更 (〃) 44

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会) 44

告 示

○愛媛県告示第76号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	一般財団法人積善会	令和11年1月31日まで
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛媛県	令和11年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	令和11年1月31日まで
西条中央病院	西条市朔日市804番地	社会医療法人同心会	令和11年1月31日まで
横山病院	西条市小松町新屋敷甲28番地	医療法人倬清会	令和11年1月31日まで
木原病院	今治市別宮町三丁目7番地の8	医療法人聖ルカ会	令和11年1月31日まで
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	令和11年1月31日まで
今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	社会医療法人真泉会	令和11年1月31日まで
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛媛県	令和11年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	令和11年1月31日まで
瀬戸内海病院	今治市南大門町二丁目5番地3	社会医療法人生きる会	令和11年1月31日まで
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団仁清会	令和11年1月31日まで

松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	一般財団法人永頼会	令和11年1月31日まで
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社	令和11年1月31日まで
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛媛県	令和11年1月31日まで
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	社会医療法人仁友会	令和11年1月31日まで
梶浦病院	松山市三番町四丁目4番地5	医療法人慈愛会	令和11年1月31日まで
愛媛生協病院	松山市東住町1091番地1	愛媛医療生活協同組合	令和11年1月31日まで
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市	令和11年1月31日まで
大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	社会医療法人北斗会	令和11年1月31日まで
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地1	医療法人恕風会	令和11年1月31日まで

○愛媛県告示第77号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

(1) 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} - 1 H - インドール - 4 - オール及びその塩類

【通称名】 4 H O - M c P T 、 4 O H - M c P T 、 4 - h y d r o x y M c P T

(2) 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2- (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類

【通称名】 N - P y r r o l i d i n o - i s o t o n i t a z

ene, Isotonitazepyne
(3) 2-12-[2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イルメチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
【通称名】Ethyleneoxynitazene, Tetrahydrofuranitazene

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和8年1月31日

○愛媛県告示第78号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ今治八町西店
今治市八町西五丁目396番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和10年2月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,470平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

55台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.77立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和8年1月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第79号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更年の月日	届年月日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 ほか58者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 ほか58者	令和7年3月1日 ほか	令和8年1月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第80号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	中山地区（宇和島市）	令和7年3月31日

○愛媛県告示第81号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

西の土居A地区（追加）

次に掲げる座標の土地に存する標柱13号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域

座標	標柱
北緯33度56分55秒3009、東経133度16分29秒9401	13号
北緯33度56分55秒8082、東経133度16分31秒0485	14号
北緯33度56分55秒9659、東経133度16分31秒3930	15号
北緯33度56分55秒8638、東経133度16分32秒7014	16号
北緯33度56分54秒7208、東経133度16分33秒5262	17号
北緯33度56分54秒1008、東経133度16分32秒5396	18号
北緯33度56分53秒3784、東経133度16分31秒3899	19号

○愛媛県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画事業の種類及び名称

四国中央都市計画道路事業

3・5・6号 駅前平木線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県四国中央市妻鳥町地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第83号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/131152.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年2月6日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社中温

松山市小栗1丁目2-28

代表取締役 大澤邦夫

2 事業場の名称及び所在地

株式会社中温西条工場

西条市丹原町田野上方417-1

3 特定施設に関する事項

(1) ①、②

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第4号イ 原料処理施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり16,000キログラム処理
工事の着手予定年月日	令和8年6月10日
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日
特定施設の使用時間間隔	間欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		6月～9月は稼働なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5～8 最大 5～8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 5.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 12 最大 18

備考 計2基設置し、①と②は交互に運転

(2) ③、④、⑤、⑥

特定施設の種類		政令別表第1第4号 イ 原料処理施設
特定施設の能力		1日当たり16,000キログラム処理
工事の着手予定年月日		令和8年6月15日
工事の完成予定年月日		令和8年7月1日
使用開始の予定年月日		令和8年8月1日
特定施設の使用時間間隔		間欠
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		6月～9月は稼働なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5～8 最大 5～8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 2,500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 100
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 12.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 24 最大 36

備考 計4基設置し、③、④と⑤、⑥は交互に運転

(3) ⑦、⑧、⑨、⑩

特定施設の種類	政令別表第1第4号 ロ 洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり16,000キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和8年6月10日	
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日	
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	6月～9月は稼働なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5～8 最大 5～8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 12 最大 18

備考 計4基設置し、⑦、⑧と⑨、⑩は交互に運転

(4) ⑪、⑫、⑬、⑭

特定施設の種類	政令別表第1第4号 ニ 湯煮施設	
特定施設の能力	1日当たり16,000キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和8年6月10日	
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日	
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5～8 最大 5～8

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 38
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 22 最大 35

備考 計4基設置する。

(5) ⑯

特定施設の種類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1日当たり2,400リットル処理	
工事の着手予定年月日	令和8年7月1日	
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日	
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~8 最大 5~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 1,900
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 380
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 75 最大 95
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 19.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.9 最大 1.35

(6) ⑯

特定施設の種類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,520リットル処理	

工事の着手予定年月日	令和8年7月1日	
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日	
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~8 最大 5~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 1,900
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 380
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 75 最大 95
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 19.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.9 最大 1.35

(7) ⑯

特定施設の種類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,520リットル処理	
工事の着手予定年月日	令和8年7月1日	
工事の完成予定年月日	令和8年7月1日	
使用開始の予定年月日	令和8年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~8 最大 5~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 1,900
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 380

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 75 最大 95
燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 19.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.9 最大 1.35

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 中継槽

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工後6か月		
使用開始予定年月日	令和8年8月1日		
処理施設の能力	1日当たり370立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	ウルトラスクリーンで夾雜物を除去		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	8時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大	5.0~8.0 5.0~8.0	5.0~8.0 5.0~8.0
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	1,050 1,640	1,050 1,640
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	840 1,290	840 1,290
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	46 70	46 70
燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	8.0 12.0	8.0 12.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 最大	263 315	263 315

(2) 排水処理施設

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工後6か月		
使用開始予定年月日	令和8年8月1日		
処理施設の能力	1日当たり370立方メートル処理		

汚水等の処理の方式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大	5.0~8.0 5.0~8.0	5.8~8.6 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	930 1,400	20 30
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	740 1,100	20 20
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	40 60	10 10
燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	7.0 10.0	1.5 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 最大	300 370	300 370

(3) 合併浄化槽

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工後6か月		
使用開始予定年月日	令和8年8月1日		
処理施設の能力	1日当たり18立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	接触ろ床方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大	5.8~8.6 5.8~8.6	5.8~8.6 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	130 130	20 30
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	160 160	20 20

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグラム)	通常 45 最大 45	通常 10以下 最大 10以下
燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.0	通常 1.0以下 最大 1.0以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 18 最大 18	通常 18 最大 18

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) N.O. 1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	----------------	--------------------------

化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
浮遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
燐含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 318 最大 388

○愛媛県告示第84号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	神経内科	生協宇摩診療所	松葉和己	四国中央市寒川町2912番地1	令和8年2月1日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田口禎浩	東温市志津川	令和8年2月1日
音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	三瓶病院	玉井惇一郎	西予市三瓶町朝立2番耕地1番地18	令和8年2月1日

○愛媛県告示第85号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和8年2月6日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
西村 隆	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和8年1月1日
尾原 麻耶	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	医療法人赤橙 訪問診療クリニック	東温市牛渕331番地1	令和8年1月1日
橋本 司	医療法人赤橙 訪問診療クリニック	東温市牛渕331番地1	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	令和8年1月1日
石田 数逸	瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番9号	高津診療所	新居浜市高津町3番20号	令和8年1月1日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年2月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,091,064
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,822
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得た数

236,383

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,169	14,057
南宇和郡	16,358	5,453
松山市・上浮穴郡	423,845	137,308
今治市・越智郡	128,306	42,769
宇和島市・北宇和郡	68,267	22,756
八幡浜市・西宇和郡	32,443	10,815
新居浜市	93,904	31,302
西条市	85,927	28,643
大洲市・喜多郡	45,621	15,207
伊予市	29,609	9,870
四国中央市	68,211	22,737
西予市	28,761	9,587
東温市	27,643	9,215